# 環境委員会資料

- 1 陳情の審査
  - (1) 陳情第116号 リニア工事に関連して川崎市契 約規則違反のあるJR東海からの残土の受け入れ 覚書の解除を求める陳情

- 資料 東扇島堀込部土地造成事業について
- 参考資料 中央新幹線梶ヶ谷非常口から搬出する建設発生土の東扇島堀込部土 地造成事業への有効活用に関する覚書

港 湾 局(平成31年1月31日)

# 東扇島堀込部土地造成事業について

### 1. 事業概要

### (1)現状と課題

- ○コンテナ貨物量の増加に対応する用地の確保
- ○主要貨物である完成自動車を保管する用地の確保
- ○老朽化が進展する倉庫の建て替えに必要な用地の確保



### (2)事業目的

東扇島堀込部において、海面埋立による土地造成を行い、必要な土 地を確保することにより、川崎港における港湾物流機能の強化を図る。

## (3)事業概要

埋立面積:約13.2ha 埋立土量:約140万m3

整備内容:護岸築造工事、埋立工事、基盤整備工事等事業費:約240億円(うち埋立事業約200億円)



### 2. 経緯

H29年 6月 1日 JR東海からの建設発生土の受入要請

建設発生土を埋立用材として有効活用することは、財政負担の 軽減、埋立用材の安定確保により早期の土地造成が可能である と判断し、IR東海と連携して事業を推進することを決定

8月28日 受入要請に対する本市の回答

発生土の東扇島堀込部土地造成事業への有効活用に関する 覚書の締結

H30年 3月 1日 公有水面埋立免許の取得・告示

3月20日 東扇島堀込部土地造成事業に伴う川崎市と東海旅客鉄道株

式会社との基本協定締結

H30年 7月19日 公有水面埋立工事着手

## 3. 覚書について

本覚書は、建設発生土を東扇島堀込部土地造成事業に有効活用するため、 川崎市とJR東海が協力することについて基本的な事項を定めたものであり、 その中で、解除することについては次のとおり規定している。

- ○公有水面埋立法に基づく埋立免許が取得できず、護岸築造等の工事に着手できない場合
  - ⇒ 埋立免許を取得し、護岸築造等の工事に着手しており該当しない
- ○相手方が本覚書に定められた義務の履行を怠り、また、相当の期間におい て催告を行ったにもかかわらず、その履行が果たされない場合
  - ⇒ 川崎市とJR東海は、それぞれの義務の履行を果たしており該当しない

# 4. 事業スケジュール(予定)



※コンテナなど需要動向の把握に努めながら、埋立事業の進捗や実行計画等の策定に合せて、土地利用計画を策定した上で、基盤整備等を実施する。

# 中央新幹線梶ヶ谷非常口から搬出する建設発生土の東扇島堀込部土地造成事業への有効活用に関する覚書

川崎市(以下「甲」という。)と東海旅客鉄道株式会社(以下「乙」という。)は、本市内にある乙の中央新幹線梶ヶ谷非常口におけるシールドトンネル工事で搬出する建設発生土(以下「発生土」という。)を東扇島堀込部土地造成事業(以下「土地造成事業」という。)に有効活用するため甲乙双方で協力することを目的として、次のとおり覚書(以下「本覚書」という。)を締結する。

(総則)

第1条 本覚書は、発生土の有効活用に対する甲乙の協力に関し、基本的な事項を定めるものとする。

(発生土の受入地)

第2条 発生土の受入地は、川崎市川崎区東扇島地先の公有水面(堀込部)(別 紙位置図)とする。

(受入予定期間及び取扱予定土量)

- 第3条 発生土の受入予定期間は、平成32年度から平成37年度とする。
- 2 取扱予定十量は、概ね140万立方メートルとする。
- 3 受入方法など具体的な内容については、甲から乙に示すものとする。
- 4 本条第1項及び第2項の規定を変更する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

(発生土の品質等)

- 第4条 発生土は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する建設汚泥(コーン指数が200kN/m²未満)でないものとする。
- 2 発生土は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定 基準を定める省令」(昭和48年2月、総理府令第6号)によって定められた 水底土砂に係る判定基準など、今後、甲が公有水面埋立免許(以下「埋立免 許」という。)で定める基準等に適合するものとし、甲の指示に従うものとす る。
- 3 発生土の検査及び引渡方法等については、甲乙協議のうえ、受入開始日までに甲が定めるものとする。

(役割分担)

- 第5条 甲は、土地造成事業の事業主体として、埋立免許で定める設計概要に 従い、護岸築造工事を実施するとともに、第3条及び第4条の定めに基づい て乙が搬入した発生土を受け入れ、その発生土を用いて埋立管理等を行うも のとする。
- 2 乙は、関係者と調整のうえ、乙の責任において、発生土を本市内梶ヶ谷非常口からできる限り鉄道貨物を活用して本市臨海部の積出地まで運搬し、積出地から海上輸送により受入地まで搬入するものとする。なお、甲は、乙が行う積出地から受入地までの海上輸送に関する関係者の調整については、必要に応じて協力するものとする。
- 3 甲及び乙は、海上輸送の実施にあたって輸送土量、輸送時期等の具体的な 内容について、必要に応じて協力するものとする。

(費用負担)

- 第6条 前条第1項に定める護岸築造工事及び埋立管理等に必要な費用は、概 算金額200億円とし、発生土の受入に必要な費用として、乙が負担するも のとする。
- 2 公有水面埋立の竣功認可後に必要となる基盤整備の費用等は、甲が負担するものとする。

(財産の帰属及び管理)

第7条 護岸及び埋立地の財産所有権は、甲に帰属するものとし、維持管理については甲の費用負担とする。

(基本協定及び年度協定)

- 第8条 甲及び乙は、埋立免許の取得後、護岸築造工事及び埋立管理等の施行 に関する基本協定を締結するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の基本協定に基づき年度毎に工事内容、工事費、支払い 時期及び方法等必要な事項について、年度協定を締結するものとする。
- 3 甲は、工事の実施にあたり、できる限り工事費の縮減に努めるものとする。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、本覚書の実施に伴い知り得た秘密について、相手方の承 諾がない限り、第三者に開示してはならない。ただし、公知の事実又は第三 者から適法に取得した事実については、この限りではない。 (解除)

- 第10条 甲及び乙は、甲が公有水面埋立法に基づく埋立免許が取得できず、 護岸築造等の工事に着手できない場合において、本覚書の解除を行うことが できるものとする。
- 2 前項により、本覚書が解除された場合、甲及び乙は互いに解除に伴う損害 賠償その他の金銭的請求権を有しない。
- 3 甲及び乙は、相手方が本覚書に定められた義務の履行を怠り、また、相当 の期間において催告を行ったにもかかわらず、その履行が果たされない場合、 相手方に書面により通告のうえ、本覚書を解除することができるものとする。

(協議)

第11条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に関する事項に疑義が生じた 場合は、その都度、甲乙協議をして定める。

以上、本覚書締結の証として、本覚書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印 のうえ、各1通を保持するものとする。

平成29年 8月28日

- 甲 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市長 福田 紀彦
- 乙 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 柘植 康英

